

土佐清水市事業継続・拡大応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、土佐清水市事業継続・拡大応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市内事業者（法人・個人）がコロナ禍の中においても新しい生活様式に対応するための環境等を整えることで、事業の継続及び拡大を図るために要する経費を補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) コロナウイルス感染症予防対策事業

コロナウイルス感染症予防のための、店舗等への設備投資・備品購入する事業をいう。

(2) アフターコロナに向けた販売促進事業

土佐清水産品の商品化やブランド化、新たな市場開拓、新たな事業開始を行う事業をいう。

(3) WEB 商談等推進事業

リモートによる商談、経営相談等ができる環境整備を行う事業をいう。

(4) 経営計画策定支援事業

(1)～(3)事業を実施するにあたり、商工会議所の経営指導を仰ぎながら事業計画を策定する事業をいう。

(補助事業者等)

第4条 補助事業者、補助率、補助限度額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(事業の採択等)

第5条 第3条に掲げる(1)～(3)の事業を実施しようとする者は、事業計画書（第1号様式）等及び市税等滞納調査のため同意書（別紙1）を市長に提出するものとする。また、コロナウイルス感染症予防対策事業を計画する場合は、誓約書（別紙2）も提出するものとする。

2 市長は、前項の事業計画書等が提出されたときは、審査会を開催し、事業の採択等を決定し、事業採択を通知する。

(補助金の交付の申請)

第6条 第3条に掲げる事業を実施しようとする者は、補助金交付申請書（第2号様式）等を市に提出するものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って効率的な運用を図らなければならないこと。

- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第 8 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第 9 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により補助金の交付を申請したものに通知するものとする。

(補助事業の重要な変更)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、第 3 条各号に掲げる各補助事業に関し、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、変更（中止又は廃止）承認申請書（第 4 号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者に関する変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助対象経費の 30 パーセント を超える減額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

2 市長は、前項の変更に対し承認をした場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号様式）により補助金の変更交付を申請したものに通知するものとする。

(実績報告等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書（第 6 号様式）を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告があった場合は、書類審査等を行ったうえで補助金額を確定し、補助金確定通知書（第 7 号様式）にて速やかに通知を行う。

(概算払請求および請求)

第 12 条 補助事業者は、規則第 14 条のただし書きの規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。また、確定通知後は、精算払請求書（第 9 号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求の内容が適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第 9 条の規定に違反したとき又は第 10 条の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。
- (5) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当するとき。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具等で市長が認めるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため市長が特に必要があると認める財産

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることがある。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、土佐清水市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から適用する。

(失効期限等)

この要項は、令和 4 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要項に基づき交付された補助金については、第 15 条、第 16 条、第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関連）

補助事業名	補助対象者	補助率	補助上限額	補助対象経費	
				費目	内 容
(1) コロナウイルス感染症 予防対策事業	土佐清水市内に事業 所等を置き、確定申 告をしており、市税 等の滞納がなく、事 業継続の意思がある 事業者。	2/3以内	20万円	①機械装置等費	消毒用（除菌剤噴射装置・オゾン発生装置等）、飛沫対策用（アクリル板・フロアマーカー等）、換気用（換気扇・加湿器等）、その他（サーモカメラ、券売機等） 【対象外：エアコン】
				②外注費	備品設置にかかる費用、客室レイアウト変更など
3/4以内		50万円	①謝金	専門家アドバイザー派遣	
			②旅費	専門家アドバイザー派遣	
			③広報費	パンフレット等印刷、ECサイト作成費、WEBサイト広告料	
			④機械装置等費	新たな商品開発・サービス提供のための製造用機器購入	
⑤開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう費用				
⑥外注費	店舗レイアウトの改装等自ら実行することが困難な業務				
(3) WE B 商談等推進事業	2/3以内	10万円	機械装置等費	パソコン、WEBカメラなど	
			外注費	Wi f i、光ファイバー導入など	
(4) 経営計画策定支援事業	土佐清水商工会議所	定額	1万円	(1)～(3)の事業を実施するにあたり、商工会議所の経営指導を仰ぎながら事業計画を策定する事業をいう。	

※ 消費税は補助対象外とする。

※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第7条、第14条関係）

- 1 暴力団（土佐清水市暴力団排除条例（平成22年12月14日条例第31号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。